

〔事案 28-156〕 契約無効請求

・平成 29 年 5 月 9 日 和解成立

<事案の概要>

高齢の申立人が、契約内容について十分な理解をしないまま契約したとして、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 12 月に契約した 2 件の終身保険（外国為替連動型）について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集代理店（信託銀行）の募集人は、本契約について、元本保証であると繰り返し述べ、外貨建てであることやリスクについての説明もせず、自分の誤信を招いた。
- (2) 契約前に、設計書・パンフレット・約款は交付されなかった。
- (3) 募集人は、自分が高齢であるにもかかわらず、投資信託の状況の説明として自宅に來訪したその日に、本契約を提案して契約をさせ、親族の同席も提案しなかった。
- (4) 自分は、申立契約の保険料は預金から充当されると思っていたが、実際は投資信託を解約して流用していた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、パンフレット等を用いて、為替レートの変動、契約初期費用や解約控除等により、受取金額が一時払保険料を下回る可能性があることを説明している。また、契約書類作成後、所定の説明書類や申込書の控え等を申立人に交付している。
- (2) 募集人は、申立人のニーズを十分に確認したうえで契約に至っており、申立人に複数回の面談や家族の同席も提案したが、申立人が希望しなかった。
- (3) 申立人の保有する投資信託を解約し、申立契約の原資としたのは、申立人の意向によるものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、誤信していたことなどを理由として本契約が無効であるとする申立人の主張を認めることはできないが、募集人から高齢の申立人が契約内容を理解するのに十分な説明がなされていたか、また、募集代理店における募集時の高齢者ルールが実効性ある形で運用されていたかについては疑問があり、本契約の募集は不適切なものであったと判断される。したがって、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので手続を終了した。